

## 第2章 介護保険事業の取り組み

### 第1節 介護保険サービスの概要

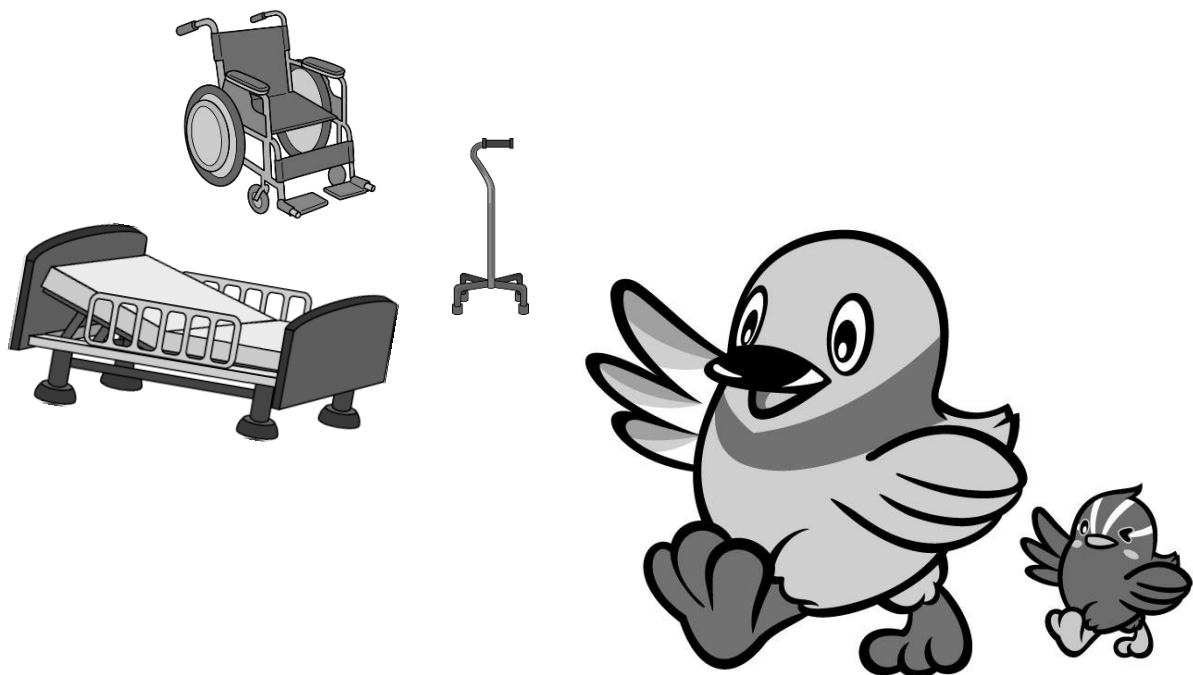
○介護保険のサービスは、自宅を中心に受ける居宅サービス・地域密着型サービスと、施設に入所して受ける施設サービスがあります。また、サービスは、要介護1～5のかたに提供される介護給付、要支援1・2のかたに提供される予防給付に区分されます。

#### 1. 居宅サービス

居宅サービスには、自宅等に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、様々な種類のサービスがあります。

サービス名	概要
訪問介護	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で居宅を訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
訪問看護 介護予防訪問看護	病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。
通所介護	介護保険施設やデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所などに通い、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）を行うサービスです。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定施設の指定を受けた施設に入所し、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車イスや介護ベッドなど福祉用具を貸与し、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するかたの負担の軽減を図るサービスです。
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、衛生面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費の一部を支給するサービスです。
住宅改修費 介護予防住宅改修費	居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。
居宅介護支援 介護予防支援 (ケアマネジメント)	居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。



## 2. 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、利用者のニーズや地域の状況に合わせて、市が主体となって提供する介護サービスです。

サービス名	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、又は通報を受けて随時居宅を訪問し、介護と看護を一体的に提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。※市ではこのサービスは実施していません。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	比較的安定した状態にある認知症のかたが、できるだけ自宅で日常生活を営めるよう、認知症対応型デイサービスセンターなどで日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせ、一体的に提供するサービスで、通いを中心に訪問や泊まり、訪問看護を柔軟に提供し、医療面においても在宅生活を支援するサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

### 3. 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院があり、各施設では、要介護者の状況に合わせた様々なサービスが提供されます。施設サービスを利用できるのは、要介護の認定を受けたかたとなり、要支援のかたは利用できません。

サービス名	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での介護が困難なかたが入所して、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。 ※入所は原則、要介護3～5のかたとなります。
介護老人保健施設	病状が安定し自宅へ戻ることができるよう、リハビリテーションに重点を置いた医療ケアと介護が必要なかたが入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の治療を必要とするかたが入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。(平成35年度で廃止予定)
介護医療院	平成30年度から創設される介護保険施設で、慢性期の医療的ケアと介護を必要とするかたが入所して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療サービスと、介護や機能訓練、日常生活上の世話などを行うサービスです。



## 第2節 第6期における介護保険給付の実績

○第6期計画において、サービスごとの利用者数は概ね増加傾向にあり、それに伴い、年間の給付費も増加傾向にあります。

### 1. サービス利用者数の推移

#### (1) 居宅サービス

##### 【介護サービス】

(月平均利用者数、単位：人)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	684	748	798
訪問入浴介護	113	105	97
訪問看護	281	326	386
訪問リハビリテーション	125	133	134
居宅療養管理指導	639	721	792
通所介護	929	773	917
通所リハビリテーション	311	342	349
短期入所生活介護	148	135	136
短期入所療養介護	24	25	17
福祉用具貸与	1,193	1,319	1,432
特定福祉用具購入費	29	34	35
住宅改修費	24	25	32
特定施設入居者生活介護	181	196	209
居宅介護支援	1,727	1,909	2,110

※地域包括ケア「見える化」システムより算出（平成 29 年度は見込値）。以降同じ。

##### 【介護予防サービス】

(月平均利用者数、単位：人)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護 (※)	308	294	230
介護予防訪問入浴介護	1	0	0
介護予防訪問看護	27	29	35
介護予防訪問リハビリテーション	21	19	21
介護予防居宅療養管理指導	40	42	39
介護予防通所介護 (※)	336	319	266
介護予防通所リハビリテーション	46	66	55
介護予防短期入所生活介護	6	4	2
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	276	287	310

特定介護予防福祉用具購入費	11	8	8
介護予防住宅改修費	11	9	15
介護予防特定施設入居者生活介護	17	20	19
介護予防支援	734	734	692

※平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ順次移行

## (2) 地域密着型サービス

### 【介護サービス】

(月平均利用者数、単位：人)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	5	6
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	55	55	55
小規模多機能型居宅介護	88	99	105
看護小規模多機能型居宅介護	21	30	49
地域密着型通所介護	0	333	337
認知症対応型共同生活介護	78	78	77
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	20	33

### 【介護予防サービス】

(月平均利用者数、単位：人)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型通所介護	3	4	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	4	5	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	0	0

## (3) 施設サービス

### 【介護サービス】

(月平均利用者数、単位：人)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	370	398	483
介護老人保健施設	214	226	230
介護療養型医療施設	7	7	11

## 2. 年間給付費の推移

### (1) 居宅サービス

#### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	517,607	589,664	643,390
訪問入浴介護	77,559	68,354	67,942
訪問看護	139,518	164,274	204,409
訪問リハビリテーション	56,312	60,184	63,823
居宅療養管理指導	97,122	113,141	128,482
通所介護	885,125	765,431	909,345
通所リハビリテーション	281,001	277,468	259,977
短期入所生活介護	122,026	119,277	117,079
短期入所療養介護	27,033	23,510	14,133
福祉用具貸与	217,838	237,660	250,958
特定福祉用具購入費	9,155	10,525	10,233
住宅改修費	20,338	22,626	29,183
特定施設入居者生活介護	415,861	452,686	481,591
居宅介護支援	290,136	315,744	349,150

※地域包括ケア「見える化」システムより算出（平成 29 年度は見込値）。以降同じ。

#### 【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護	67,149	61,919	49,598
介護予防訪問入浴介護	142	0	0
介護予防訪問看護	7,942	8,594	11,381
介護予防訪問リハビリテーション	8,350	7,804	8,731
介護予防居宅療養管理指導	5,664	6,412	6,682
介護予防通所介護	122,112	113,659	92,781
介護予防通所リハビリテーション	21,089	25,724	22,386
介護予防短期入所生活介護	2,022	1,808	650
介護予防短期入所療養介護	29	0	0
介護予防福祉用具貸与	20,616	20,172	22,820
特定介護予防福祉用具購入費	2,735	2,165	1,820
介護予防住宅改修費	10,102	9,335	12,836
介護予防特定施設入居者生活介護	15,449	17,434	18,070
介護予防支援	40,523	41,674	38,048

## (2) 地域密着型サービス

### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	4,832	9,657
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	63,163	67,588	69,186
小規模多機能型居宅介護	223,263	242,478	264,969
看護小規模多機能型居宅介護	72,158	97,247	161,028
地域密着型通所介護	0	208,360	235,611
認知症対応型共同生活介護	232,344	231,242	236,014
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22,483	55,837	99,578

### 【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型通所介護	1,427	2,132	1,370
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,142	3,460	4,597
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,958	997	0

## (3) 施設サービス

### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	1,040,160	1,122,696	1,403,567
介護老人保健施設	732,596	765,537	771,059
介護療養型医療施設	30,729	29,364	46,432



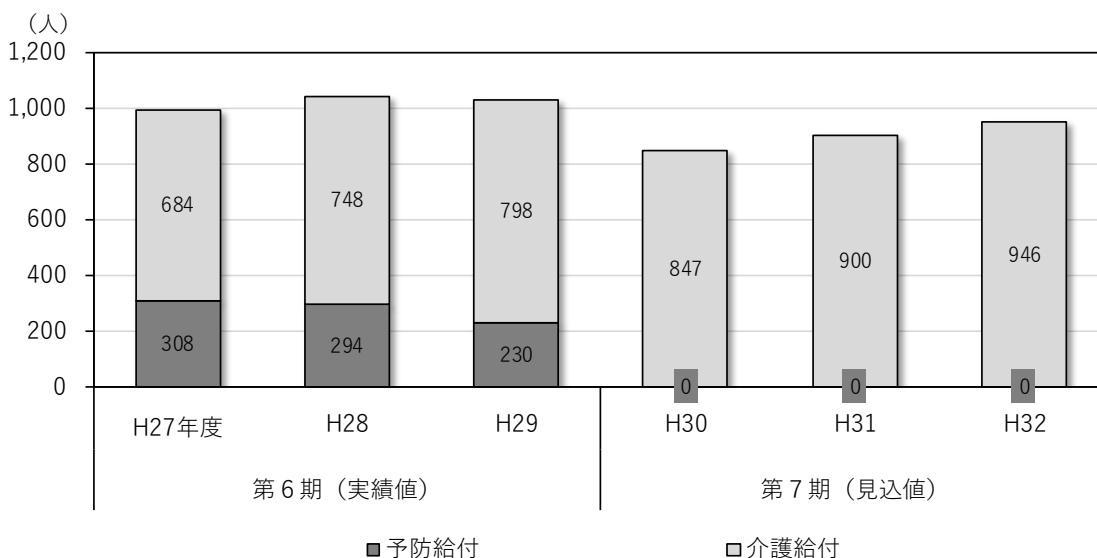


### 第3節 サービスごとの利用者数の見込み

○本市のこれまでの利用実績や今後の要介護認定者数の見込み、サービス受給者数等を基としたサービス種類ごとの推計に加え、在宅医療・介護の需要拡大による介護サービスの必要量も見込みました。また、介護離職防止の観点から、介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性も踏まえることが重要となっており、そのために必要な介護サービス量も見込んでいます。

#### 1. 居宅サービス

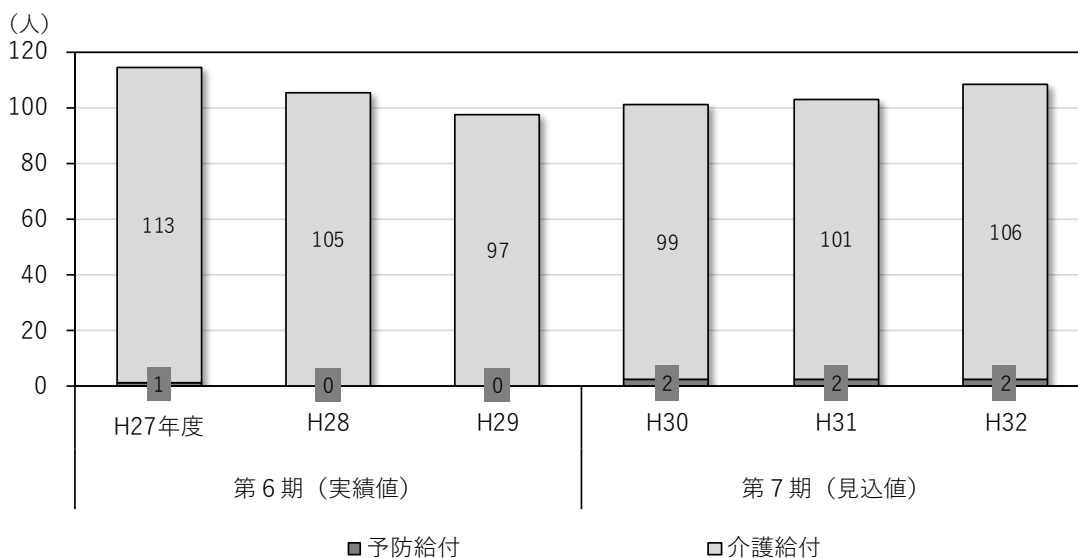
##### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護



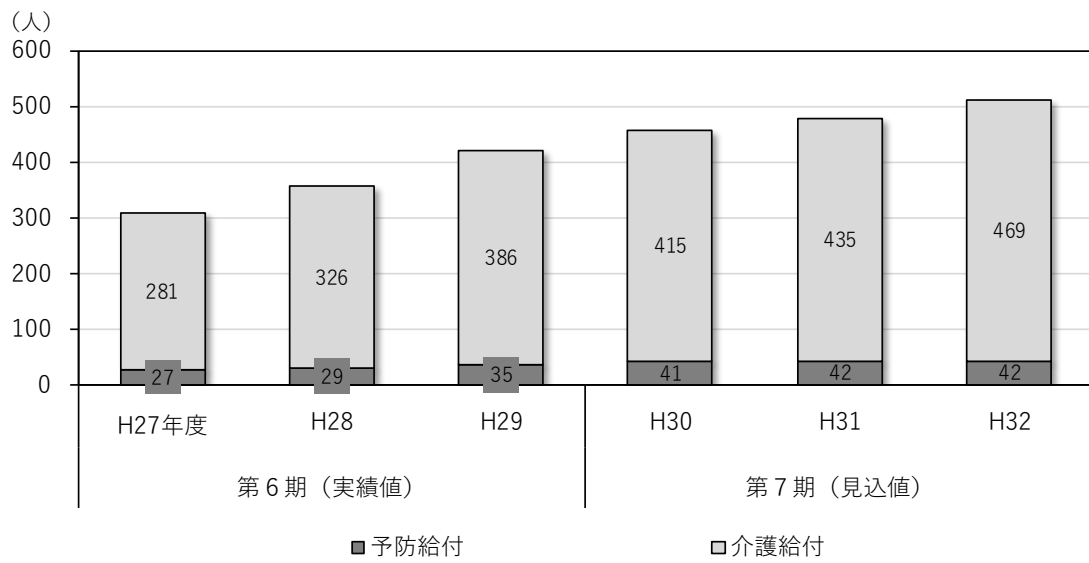
※第6期は実績値（平成29年度は見込値）、第7期は見込値。以降同じ。

※介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、平成30年度以降は見込んでいません。

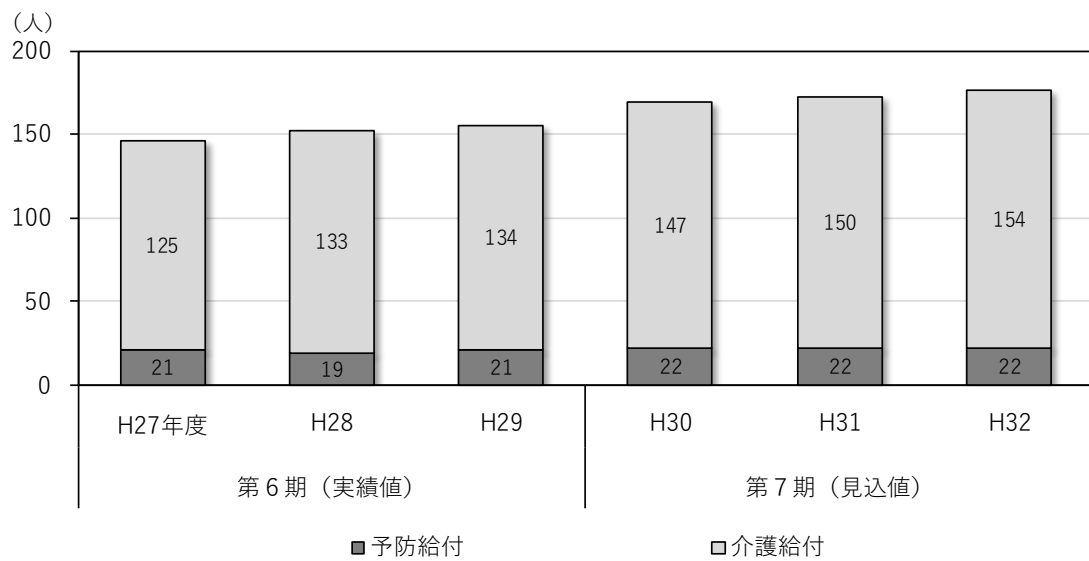
##### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護



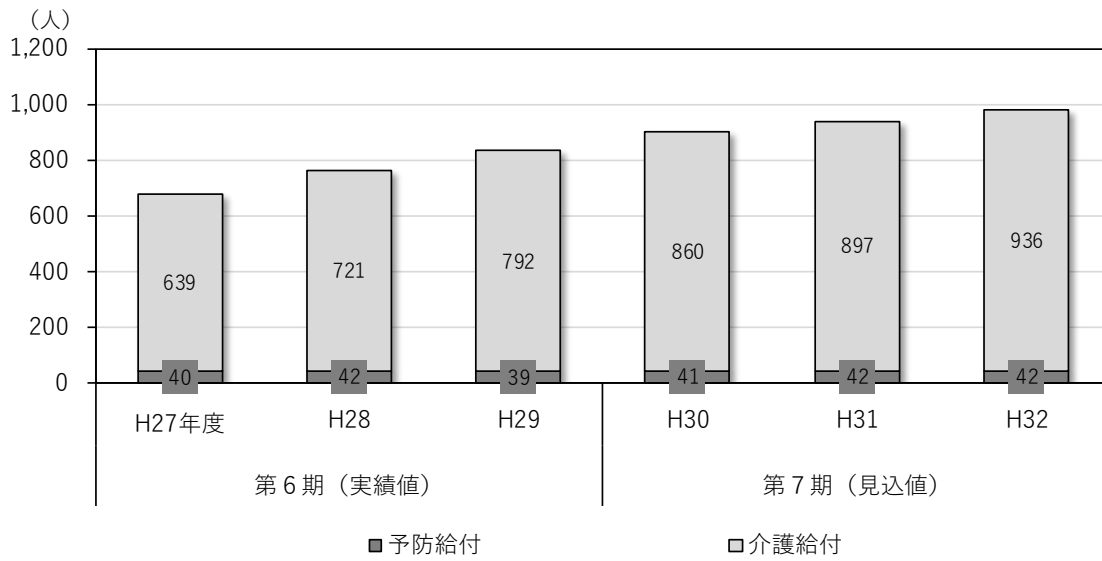
### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護



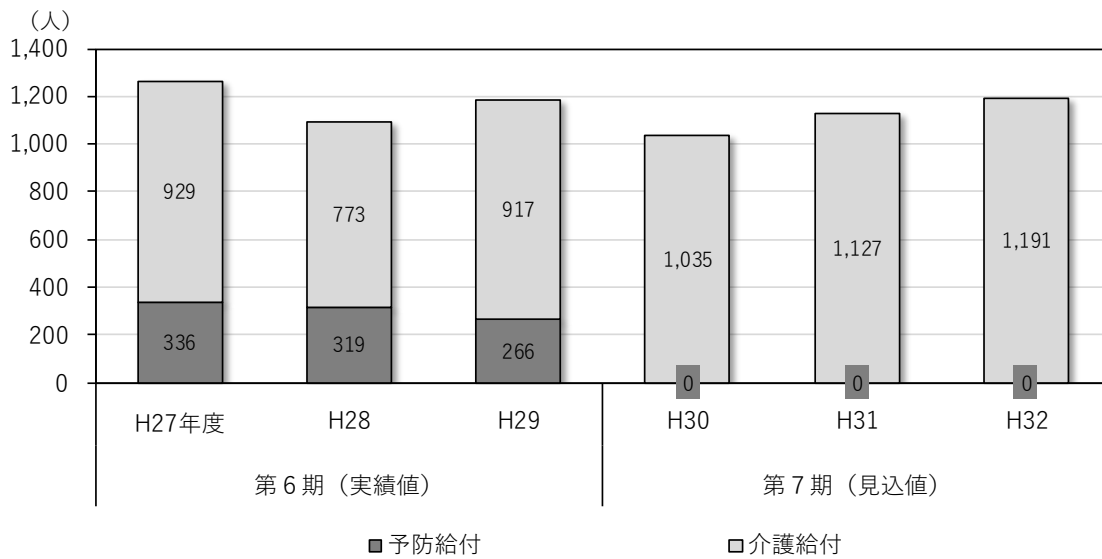
### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション



(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

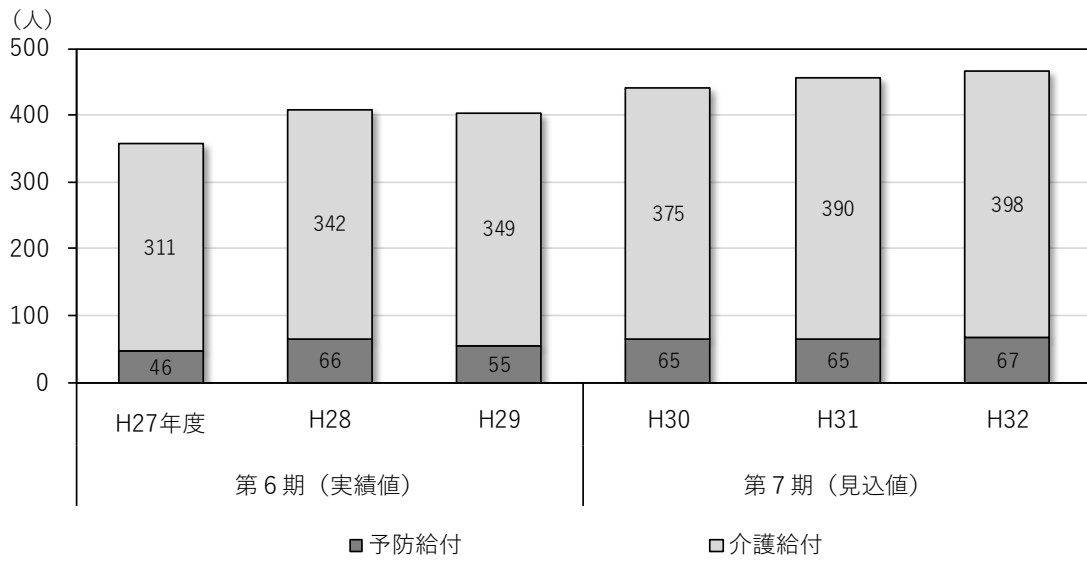


(6) 通所介護・介護予防通所介護

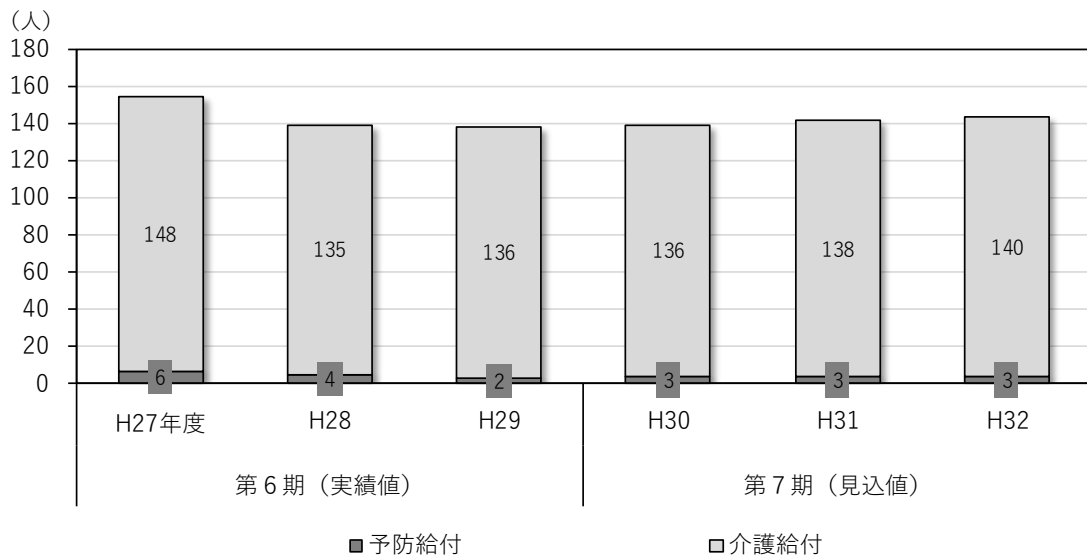


※介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、平成30年度以降は見込んでいません。

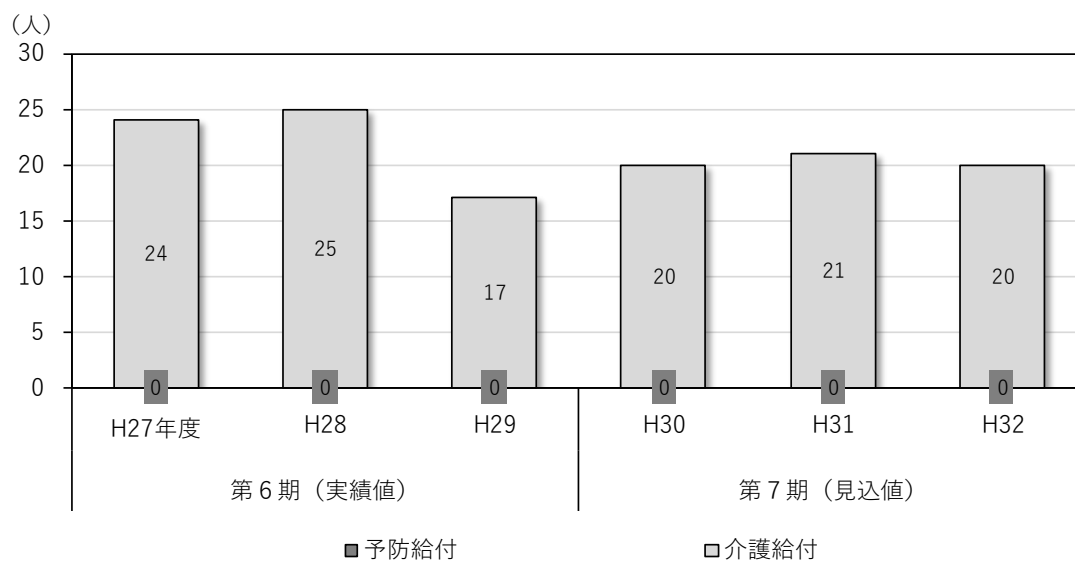
(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション



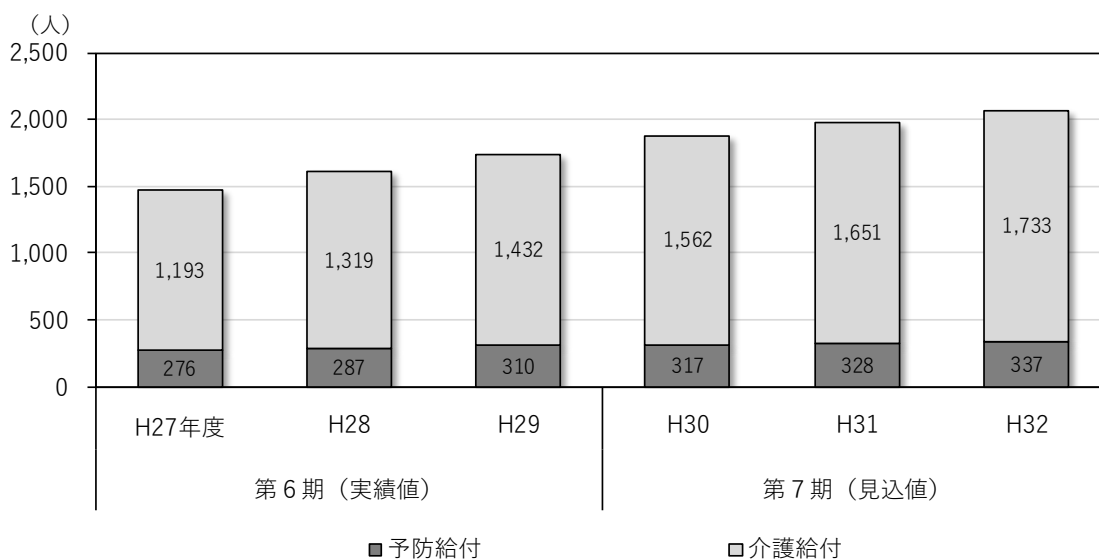
(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護



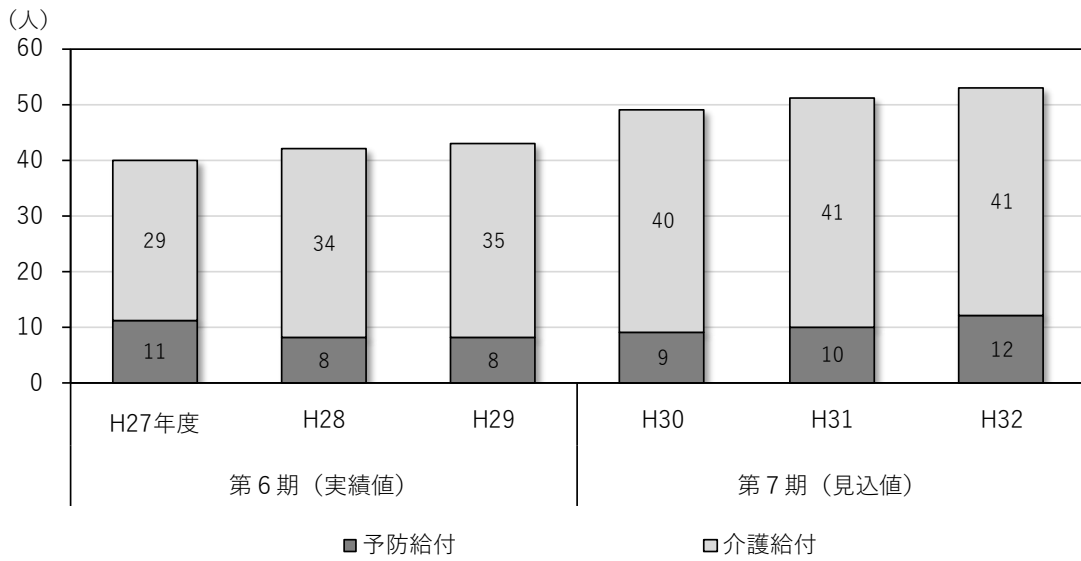
(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護



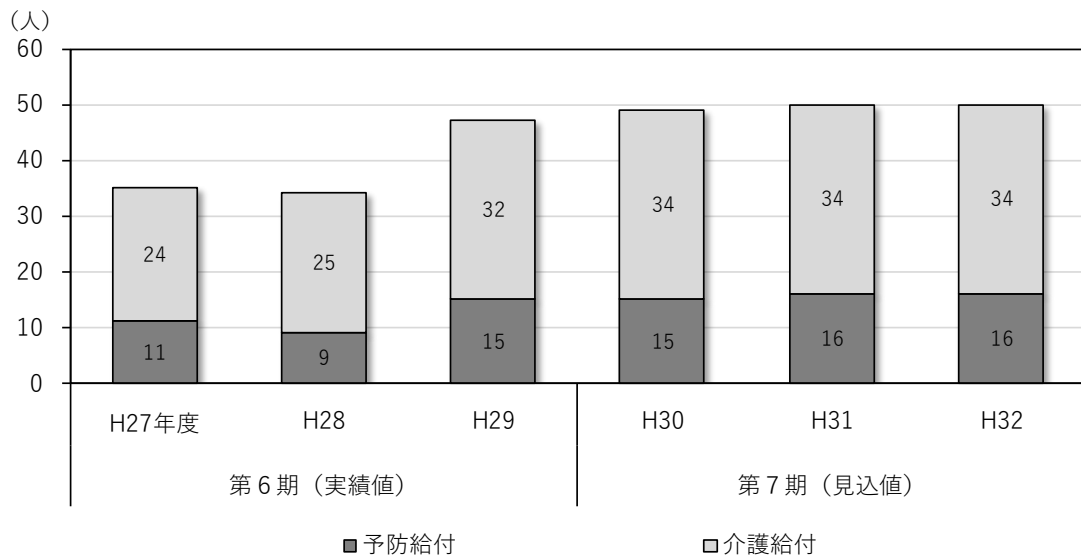
(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与



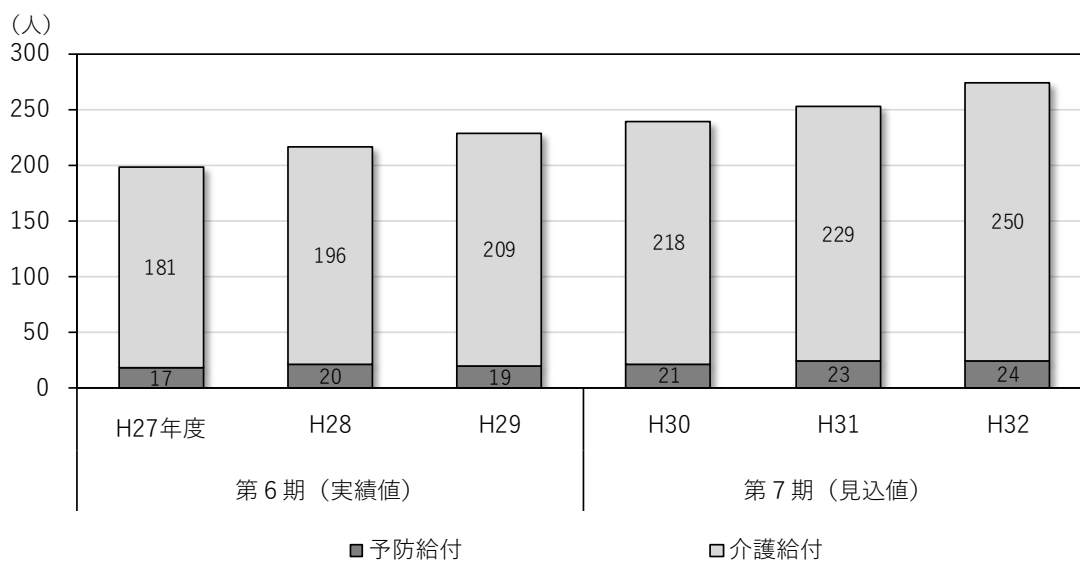
(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費



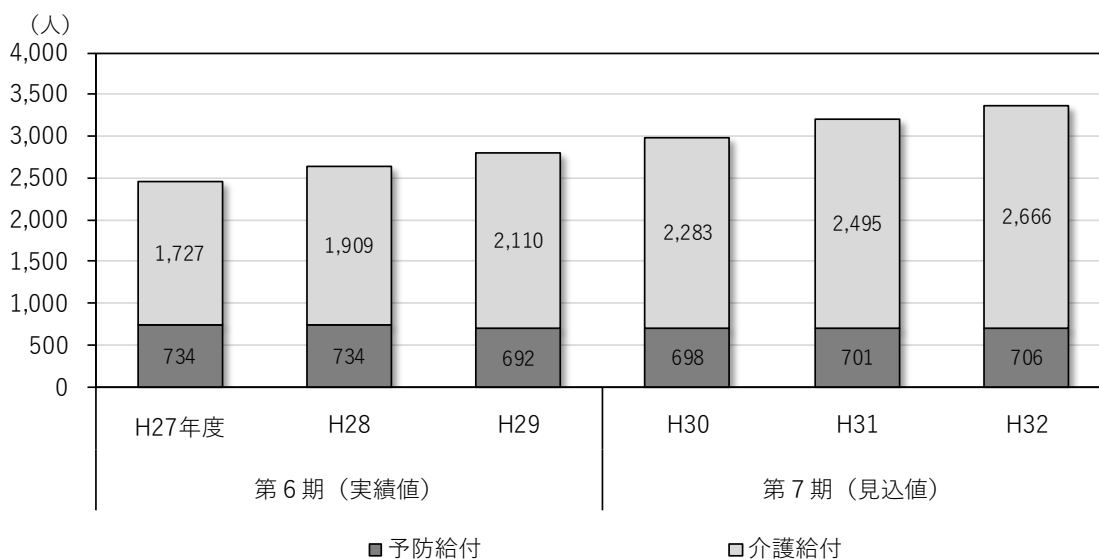
(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費



(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

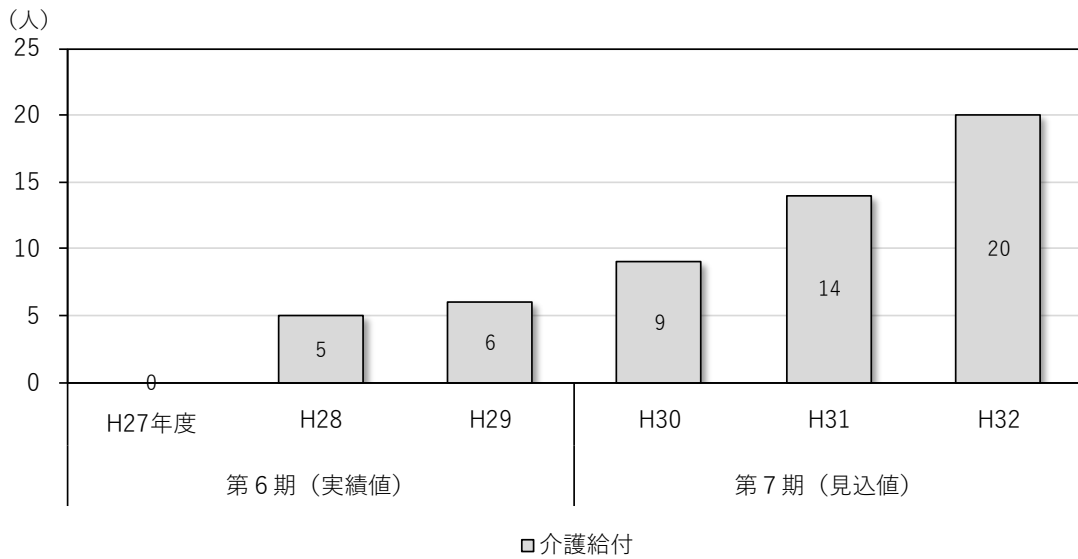


(14) 居宅介護支援・介護予防支援



## 2. 地域密着型サービス

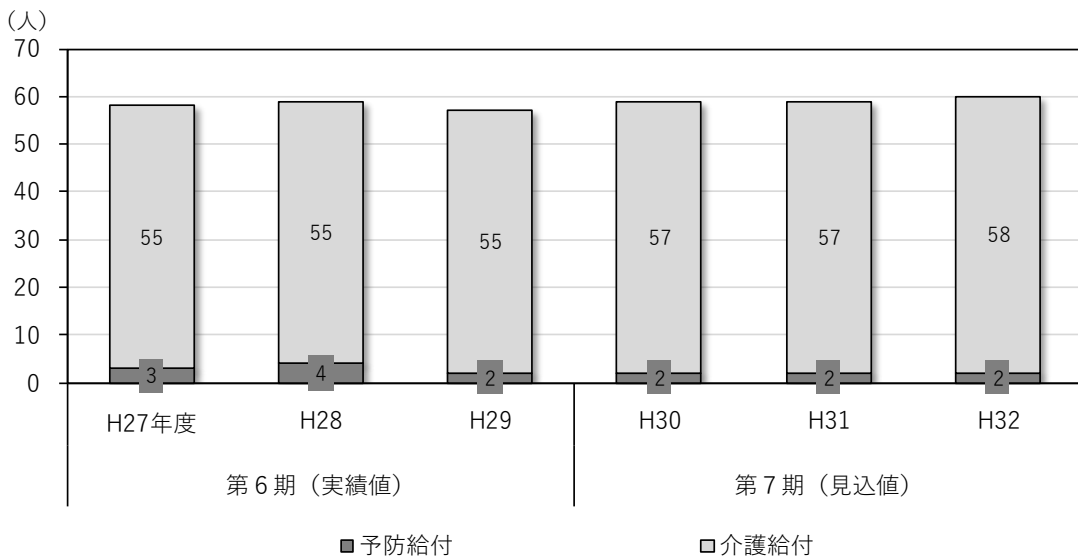
### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



### (2) 夜間対応型訪問介護

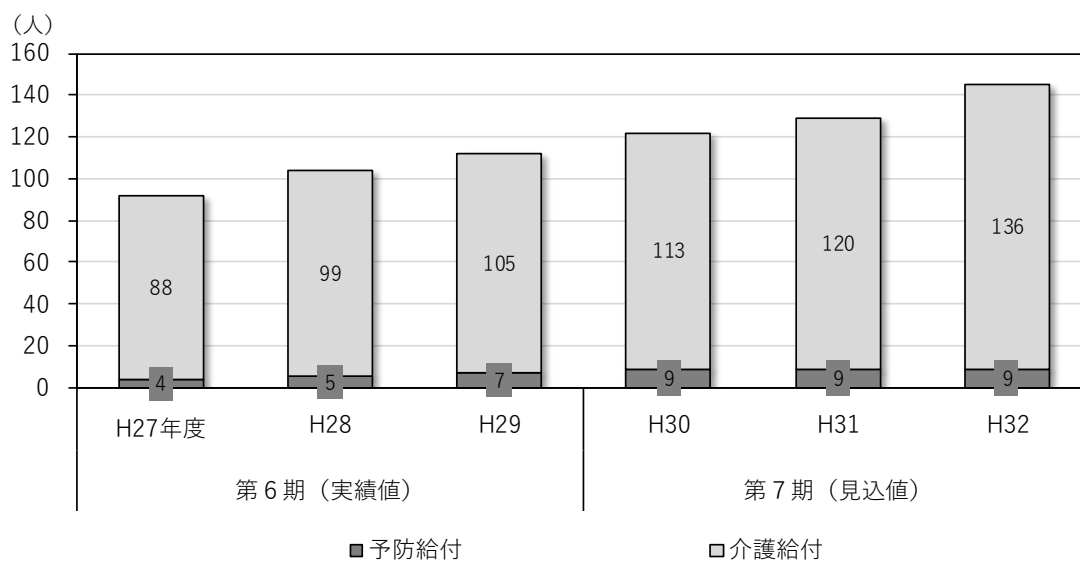
現在、市内に同サービス提供事業所はなく、今後は住民のニーズや事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

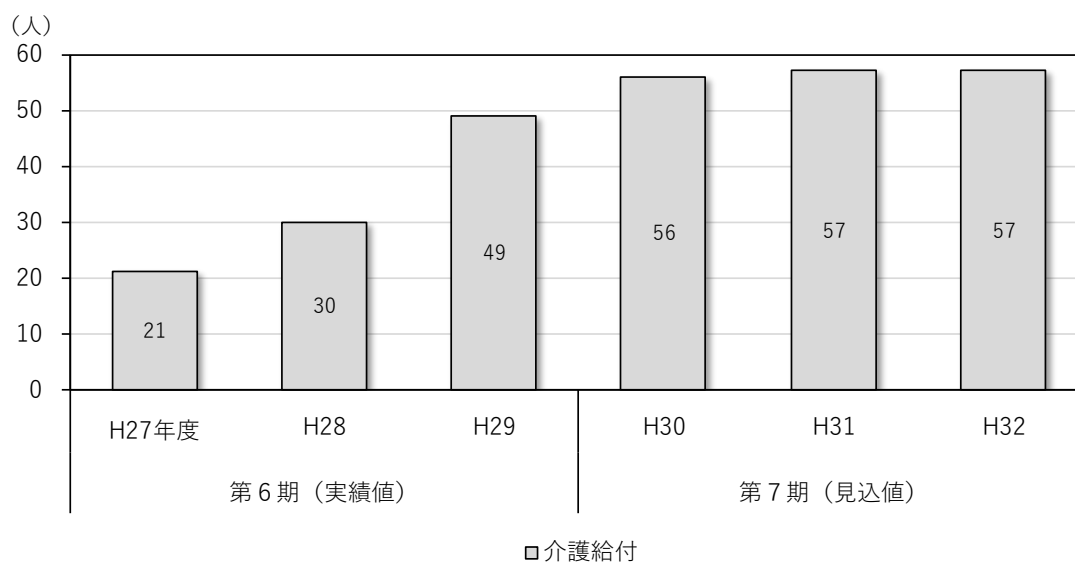




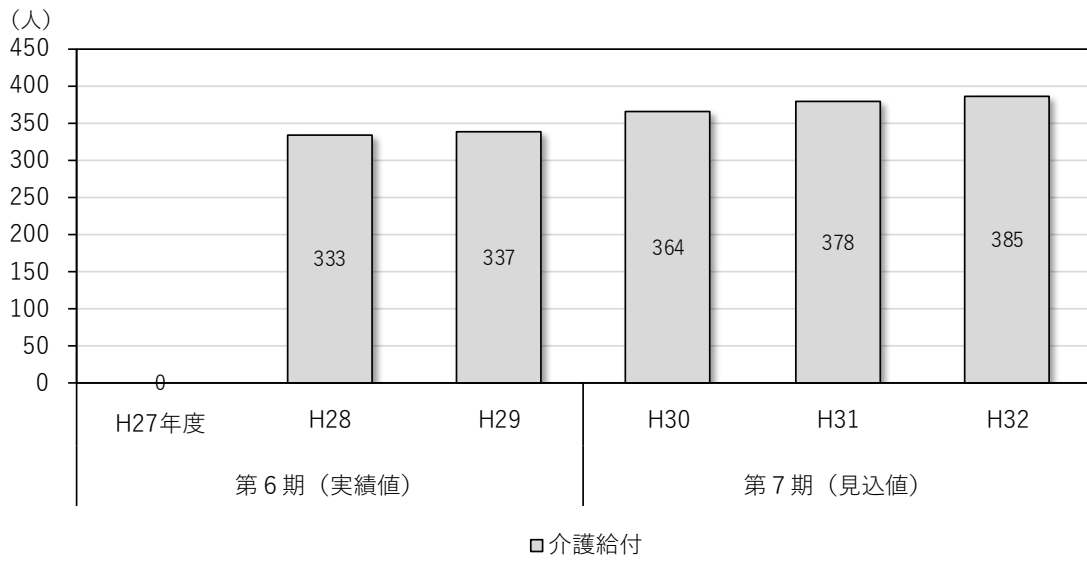
(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



(5) 看護小規模多機能型居宅介護

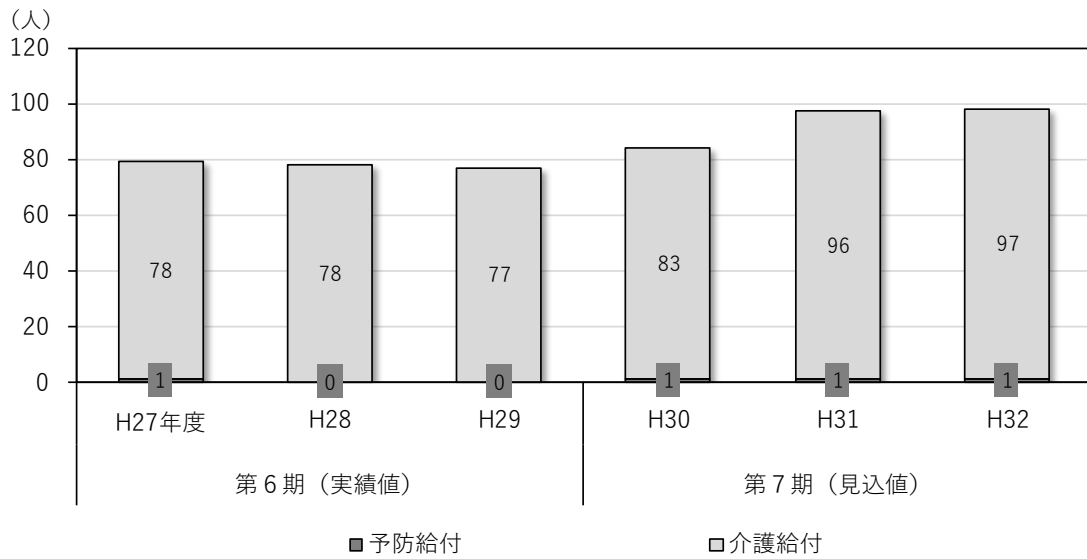


(6) 地域密着型通所介護



※平成28年度から創設されたサービスのため、平成27年度の実績はありません。

(7) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



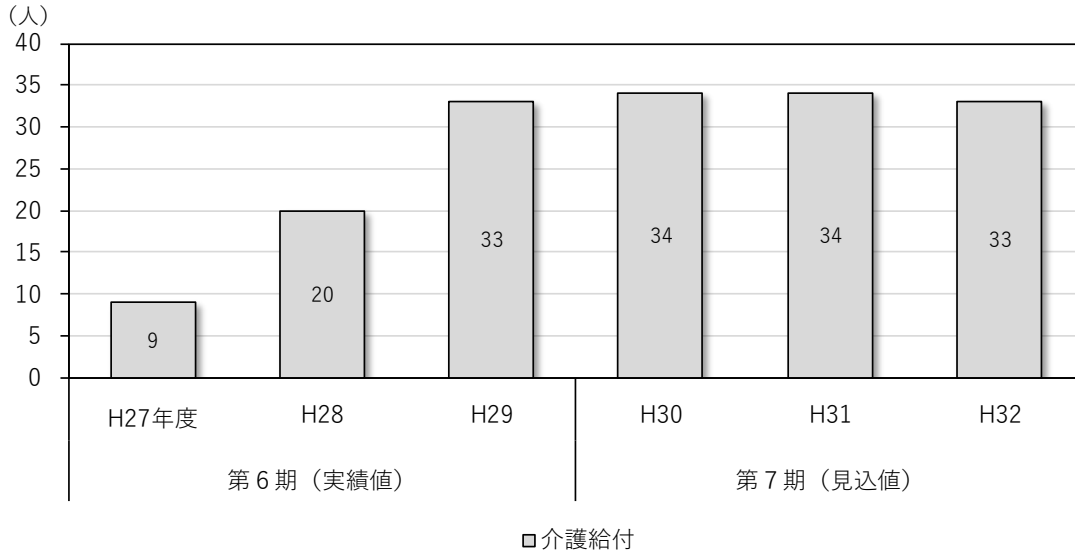
■日常生活圏域ごとの入所利用定員数の見込み

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域
平成30年度	0	18	0	27	36	18
平成31年度	0	18	18	27	36	18
平成32年度	0	18	18	27	36	18

(8) 地域密着型特定施設入居者生活介護

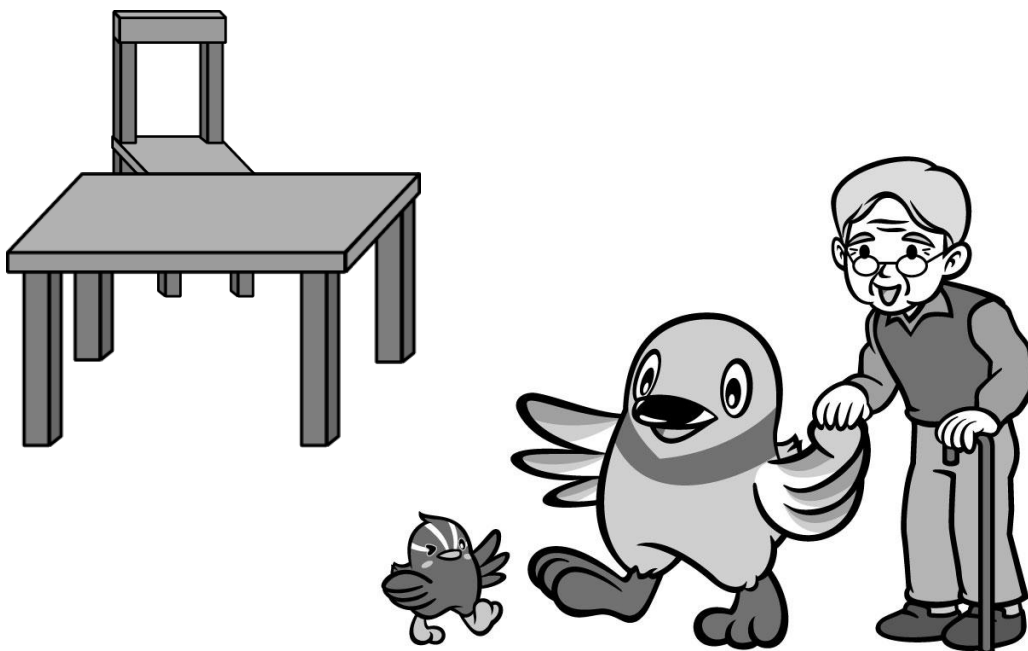
現在、市内に同サービス提供事業所はなく、利用実績や施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



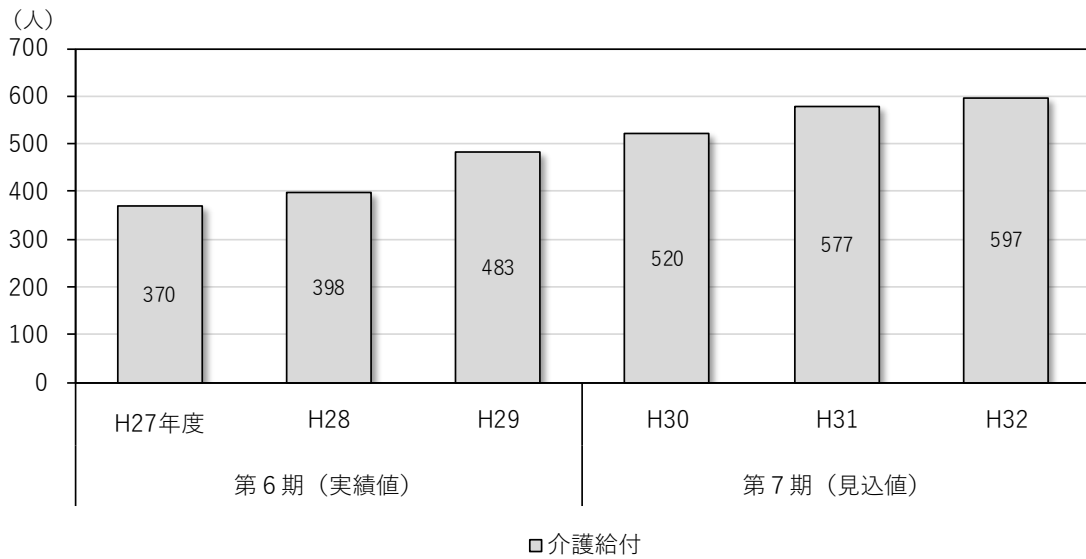
■ 日常生活圏域ごとの入所利用定員数の見込み

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域
平成30年度	0	0	29	0	0	0
平成31年度	0	0	29	0	0	0
平成32年度	0	0	29	0	0	0

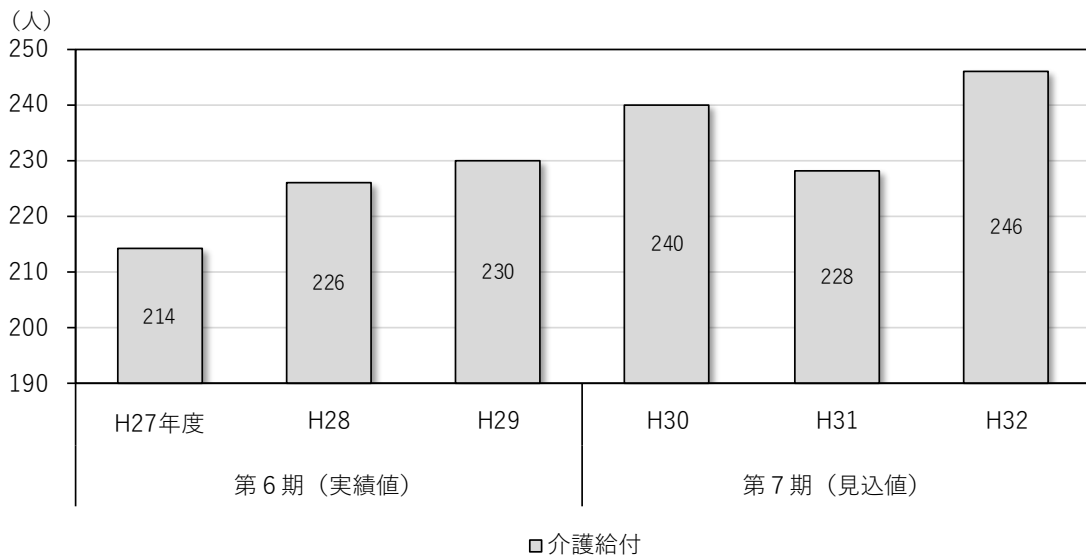


### 3. 施設サービス

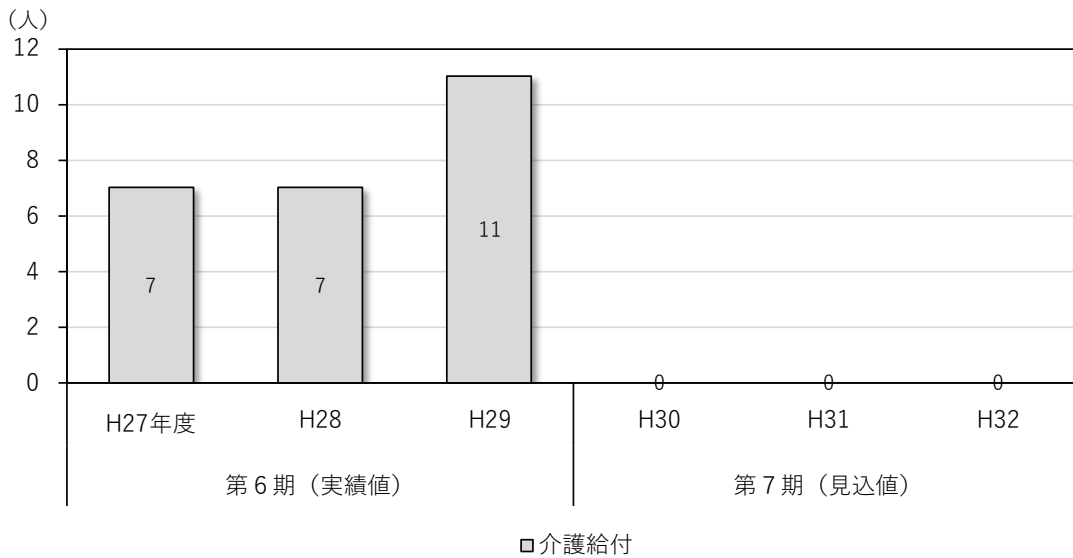
#### (1) 介護老人福祉施設



#### (2) 介護老人保健施設



### (3) 介護療養型医療施設

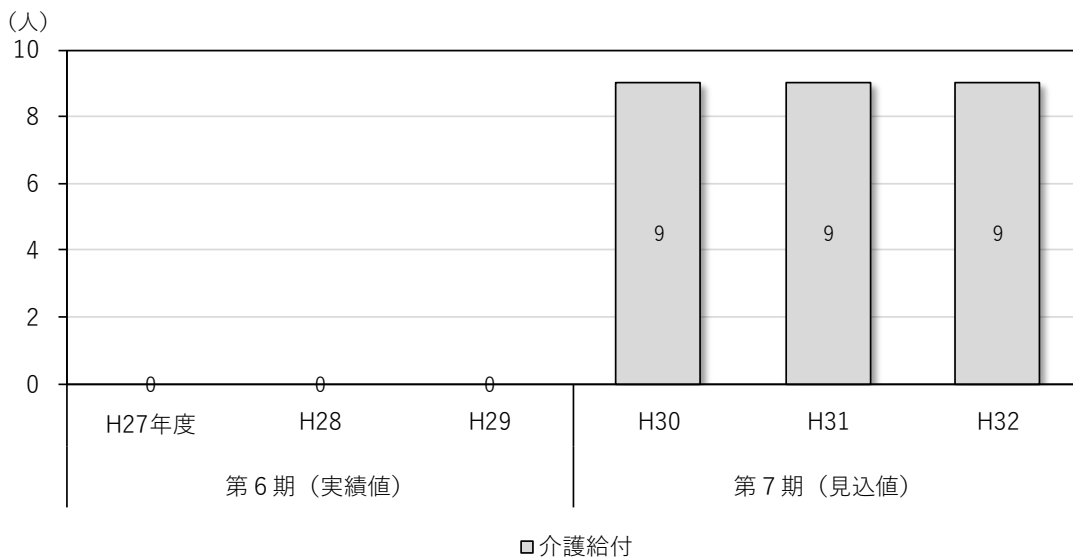


※介護医療院等の他のサービスへの転換に伴い、平成30年度以降は見込んでいません。

### (4) 介護医療院

介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により平成30年度から創設される介護保険施設で、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療サービスと、介護や機能訓練、日常生活上の世話などの介護サービスを併せて行う施設です。

介護療養型医療施設が平成35年度末で廃止となることから、その転換先としても考えられており、第7期計画では主にその転換分を見込んでいます。



※平成30年4月から創設されるサービスのため、第6期計画期間の実績はありません。

## 第4節 地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備

### 1. 地域密着型サービス

第7期計画に整備するサービスは、各サービスの利用者数の推移や地域の状況などを考慮した結果、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護をそれぞれ1施設、整備を計画します。

事業名	項目	第6期末 の整備数	第7期の整備計画数				第7期 終了時
			30年度	31年度	32年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1	0	0	0	0	1
認知症対応型通所介護	施設数	3	0	0	0	0	3
小規模多機能型居宅介護	施設数	6	0	1	0	1	7
	登録定員数	157	0	29	0	29	186
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	2	0	0	0	0	2
	登録定員数	58	0	0	0	0	58
地域密着型通所介護	施設数	12	0	0	0	0	12
認知症対応型共同生活介護	施設数	6	1	0	0	1	7
	ユニット数	11	2	0	0	2	13
	定員数	99	18	0	0	18	117

※事業者の選定にあたっては、事業者選定委員会を設置し、公募により選定します。

### 2. 施設サービスの基盤整備

第6期計画末の市内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設は6施設 545床、介護老人保健施設は1施設 200床の計 745床となっています。

第7期計画では、各施設の入所状況等を考慮し、介護老人福祉施設を1施設、整備を計画します。また、既存の介護老人福祉施設1施設の増床（4床程度）を見込みます。

事業名	項目	第6期末の 整備数	第7期の 整備計画数	第7期終了時の 整備計画数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	6	1	7
介護老人保健施設	施設数	1	0	1
介護療養型医療施設	施設数	0	0	0
介護医療院	施設数	0	0	0

## 第5節 計画期間における給付費等の見込み

○第7期計画期間の給付費の見込みは、以下のとおりです。  
 ※介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に順次移行しており、第7期計画では地域支援事業に計上しています。

### 1. 総給付費の見込み

第7期計画における介護サービスと介護予防サービスの給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

#### (1) 総給付費の見込み

##### 【総給付費】

(千円)

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	7期合計
介護サービス	7,352,722	7,831,631	8,274,202	23,458,555
居宅サービス	3,406,451	3,644,608	3,892,227	10,943,286
特定福祉用具購入費	11,210	11,659	11,615	34,484
住宅改修費	30,586	30,532	30,532	91,650
居宅介護支援	378,222	413,506	441,272	1,233,000
地域密着型サービス	1,156,743	1,234,066	1,278,903	3,669,712
施設サービス	2,369,510	2,497,260	2,619,653	7,486,423
介護予防サービス	163,177	169,010	172,911	505,098
介護予防サービス	99,842	104,303	107,368	311,513
特定介護予防福祉用具購入費	2,004	2,220	2,672	6,896
介護予防住宅改修費	13,183	14,043	14,043	41,269
介護予防支援	38,551	38,734	39,010	116,295
地域密着型介護予防サービス	9,597	9,710	9,818	29,125
総給付費(計)	7,515,899	8,000,641	8,447,113	23,963,653

※単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合があります。以降、同じ。

(2) 居宅サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問介護	709,192	768,371	830,159
訪問入浴介護	69,515	70,002	73,642
訪問看護	235,640	248,374	273,173
訪問リハビリテーション	67,714	68,996	71,357
居宅療養管理指導	140,501	146,778	153,412
通所介護	1,016,876	1,130,431	1,218,794
通所リハビリテーション	260,391	264,310	263,634
短期入所生活介護	119,526	120,221	121,526
短期入所療養介護	13,447	13,629	12,515
福祉用具貸与	269,181	282,866	296,299
特定福祉用具購入費	11,210	11,659	11,615
住宅改修費	30,586	30,532	30,532
特定施設入居者生活介護	504,468	530,630	577,716
居宅介護支援	378,222	413,506	441,272
介護サービス (計)	3,826,469	4,100,305	4,375,646

【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防訪問入浴介護	281	282	282
介護予防訪問看護	13,031	14,300	14,857
介護予防訪問リハビリテーション	9,213	9,320	9,424
介護予防居宅療養管理指導	6,982	7,140	7,140
介護予防通所リハビリテーション	25,982	25,994	26,766
介護予防短期入所生活介護	946	813	680
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	23,336	24,140	24,788
特定介護予防福祉用具購入費	2,004	2,220	2,672
介護予防住宅改修費	13,183	14,043	14,043
介護予防特定施設入居者生活介護	20,071	22,314	23,431
介護予防支援	38,551	38,734	39,010
介護予防サービス (計)	153,580	159,300	163,093



### (3) 地域密着型サービス

#### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,563	17,253	26,825
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	73,029	73,718	76,018
小規模多機能型居宅介護	282,200	298,985	334,612
看護小規模多機能型居宅介護	185,629	188,072	186,503
地域密着型通所介護	246,595	258,303	257,176
認知症対応型共同生活介護	254,340	295,303	298,254
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	102,387	102,432	99,515
介護サービス(計)	1,156,743	1,234,066	1,278,903

#### 【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防認知症対応型通所介護	1,506	1,615	1,723
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,475	5,478	5,478
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,616	2,617	2,617
介護予防サービス(計)	9,597	9,710	9,818

### (4) 施設サービス

#### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	1,519,895	1,689,020	1,748,682
介護老人保健施設	810,832	769,457	832,188
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	38,783	38,783	38,783
施設サービス(計)	2,369,510	2,497,260	2,619,653

## 2. 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	第7期合計
総給付費(※)	7,509,954	8,087,042	8,639,510	24,236,506
特定入所者介護サービス費等給付額	240,956	256,618	270,989	768,563
高額介護サービス費等給付額	184,536	203,174	223,695	611,405
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,998	25,321	27,878	76,197
算定対象審査支払手数料	5,880	6,280	6,640	18,800
標準給付費(計)	7,964,324	8,578,435	9,168,712	25,711,471

(※)一定所得者の利用者負担の見直しや消費税率等の見直しを見込んだ後の額となります。

## 3. 地域支援事業費の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業です。事業内容としては、平成29年4月から開始された介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業、その他高齢者の日常生活を支援するための任意事業があります。「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」は、それぞれ事業ごとに定められた上限額の範囲内で見込むこととされています。第7期計画における地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

サービスの種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度	第7期合計
介護予防・日常生活支援 総合事業	利用者	9,387人	9,632人	9,883人	28,902人
	事業費	249,288	255,866	262,632	767,786
包括的支援事業・任意事業		156,576	159,707	162,901	479,184
地域支援事業費(計)		405,864	415,573	425,533	1,246,970

※利用者は、「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防事業」を合計した延べ人数の見込みです。

## 第6節 第1号被保険者の保険料設定

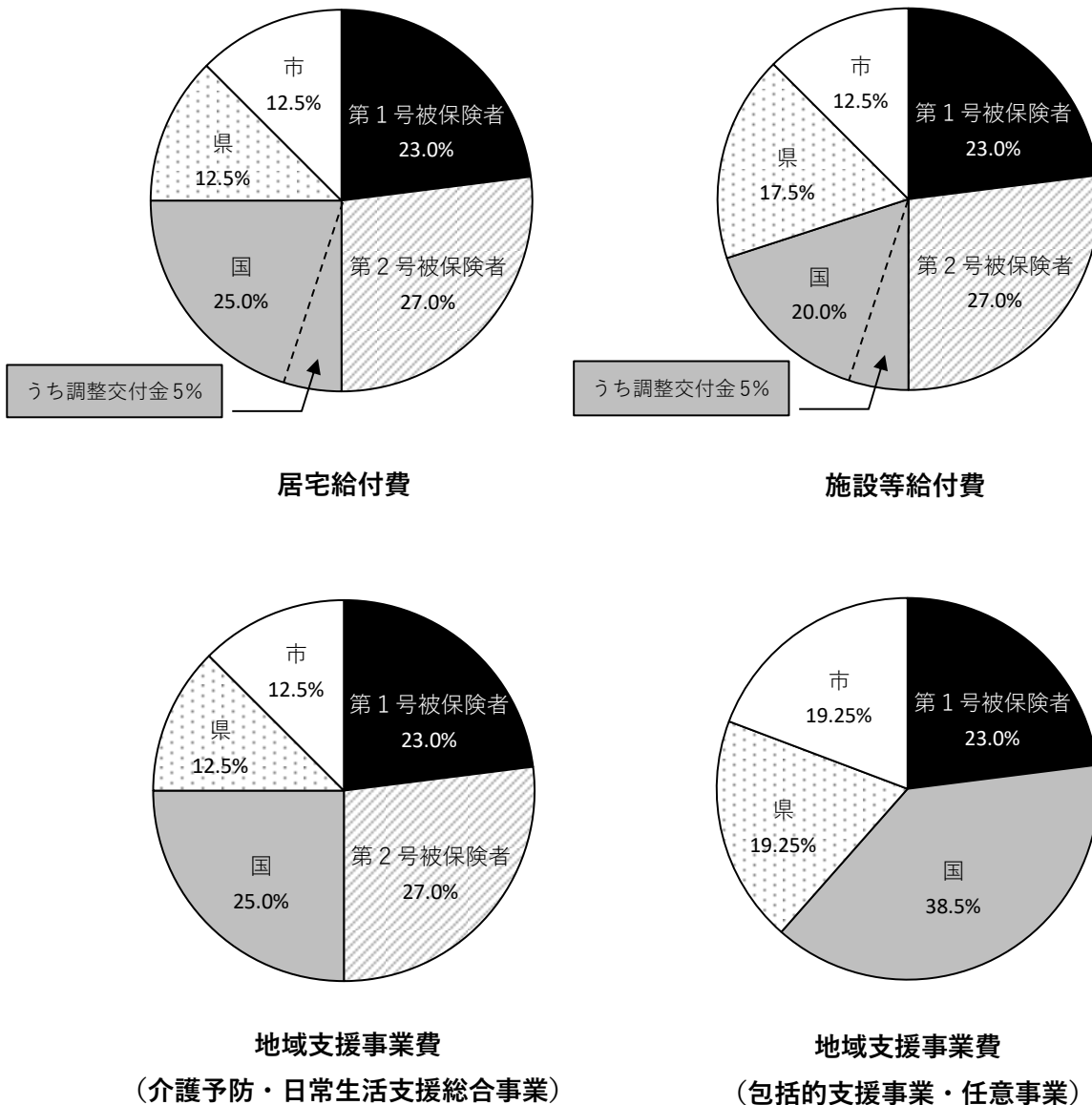
○第7期計画における改正を踏まえて、第1号被保険者保険料を算出しました。算出にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするため、保険料段階を多段階化します。

### 1. 第7期計画における主な改正点

#### (1) 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合の変更

第1号被保険者の負担割合は22%から23%へ、第2号被保険者の負担割合は28%から27%に変更となりました。

#### 【介護保険料の負担割合】



## (2) 特に所得の高い層の利用者負担の見直し

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から、介護サービスの利用者負担が2割のかたのうち、特に所得の高いかたは、3割に引き上げられます。ただし、高額介護サービス費の自己負担限度額は据え置かれますので、月額44,400円が負担の上限となります。

**【利用者負担割合】**

本人の合計所得金額	負担割合
220万円以上	3割(※1)
160万円以上 220万円未満	2割(※2)
160万円未満	1割

←現行の2割から3割に変更

- ※1 年金収入とその他の合計所得が、単身で340万円未満、2人以上で463万円未満のかたは2割となります。
- ※2 年金収入とその他の合計所得が、単身で280万円未満、2人以上で346万円未満のかたは1割となります。

## 2. 所得段階の設定について

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い、保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期計画以降所得段階が細分化され、さらに第3期計画からは課税対象者の所得段階を保険者（市町村）の判断により多段階化することが可能とされました。

このことを受けて市では、第2期計画においては5段階設定、第3期計画においては6段階設定、第4期計画においては7段階設定（特例第4段階を含めた8階層設定）とし、第5期計画においては、8段階設定（特例第3段階及び特例第4段階を含めた10階層設定）としました。

第6期計画の保険料の設定にあたっては、国では、より安定的な介護保険制度の運営のために、更に負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが示され、国が示す標準の所得段階が、これまでの6段階から9段階へ細分化されました。

こうした国の考えなども参考としながら、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第6期計画においては、国の標準段階を基本として、更に負担能力に応じたきめ細かい保険料設定とするため、高所得者層の段階を細分化し、全体として11段階の設定とし、第7期計画においては、本設定を継承するものとししました。

### 3. 介護保険給付費支払基金の取り崩し

三郷市介護保険給付費支払基金は、介護保険の保険給付費支払いの円滑化と財政の健全な運営を図るために設置され、計画期間内において、第1号被保険者から納付された保険料のうち、保険給付として使用しなかった分を基金として積み立てています。

第7期計画では、保険料の引き上げ幅を抑制するために、この介護保険給付費支払基金から可能な範囲内で取り崩し、給付費の財源に充てることとしました。

第6期計画末での介護保険給付費支払基金の積立残額である約1億円を充て、保険料基準額(月額)を73円引き下げました。また、調整交付金相当額等の繰り入れにより、更に基準額の引き下げを行っています。



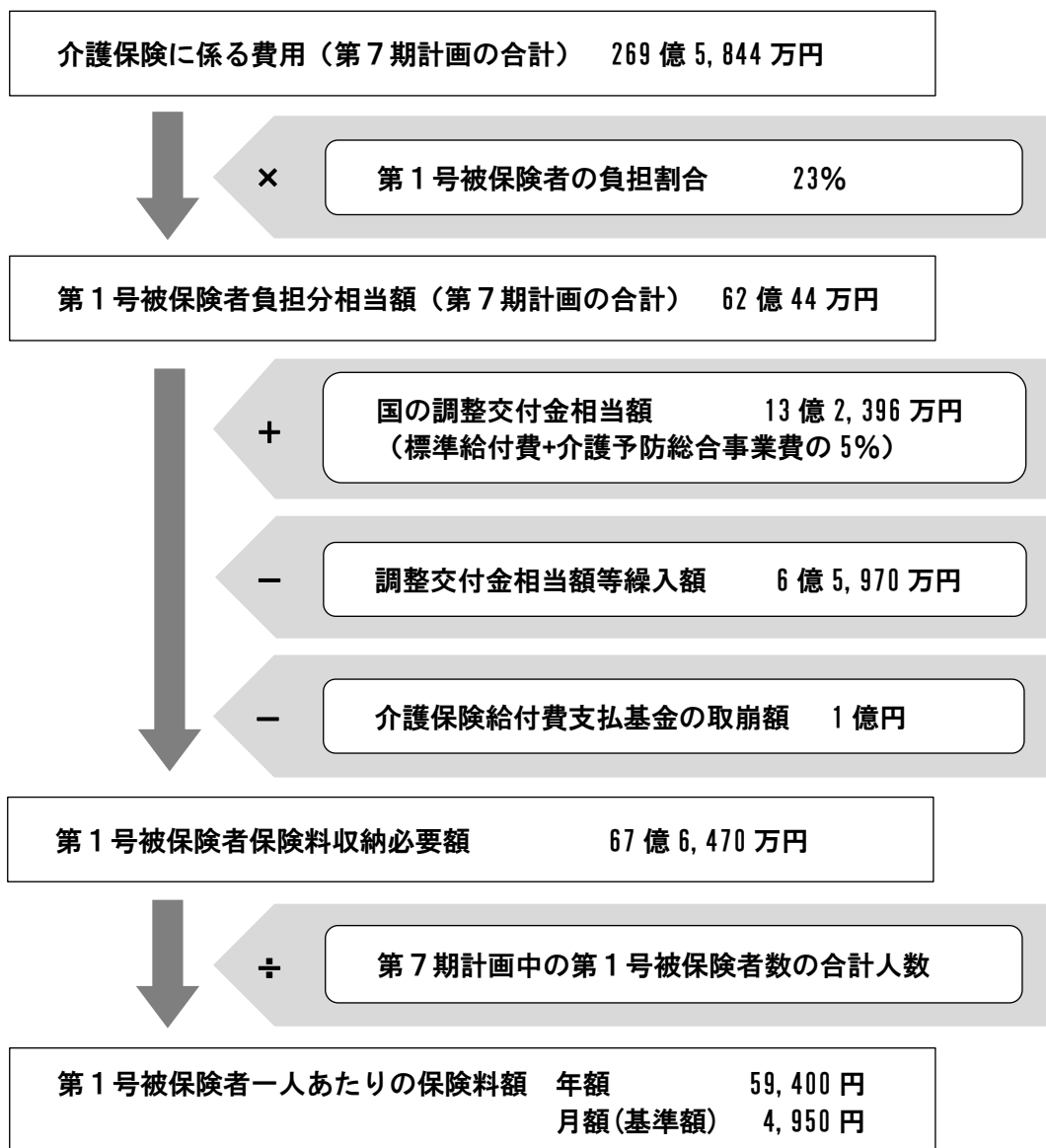
#### 4. 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険に係る費用（標準給付費と地域支援事業費）の見込みから、第7期計画に必要となる第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、約67億6,470万円と見込みます。

また、第7期計画の第1号被保険者の基準額である所得段階第5段階の介護保険料は、年額59,400円（月額4,950円）とします。

第1号被保険者の保険料は、以下のようなフローで算出しています。

##### 【第1号被保険者の保険料の算出フロー】



(1) 第7期計画における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
第1段階 (※)	・生活保護受給者のかた ・老齢福祉年金(※)の受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.45	26,700円 (2,225円)
第2段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた	基準額×0.70	41,500円 (3,459円)
第3段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超のかた	基準額×0.75	44,500円 (3,709円)
第4段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.90	53,400円 (4,450円)
第5段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超のかた	基準額×1.00	59,400円 (4,950円)
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.20	71,200円 (5,934円)
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	基準額×1.30	77,200円 (6,434円)
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額×1.50	89,100円 (7,425円)
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	基準額×1.65	98,000円 (8,167円)
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満のかた	基準額×1.75	103,900円 (8,659円)
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上のかた	基準額×1.90	112,800円 (9,400円)

※第1段階については、別枠公費を財源に軽減が図られています。(詳しくは次頁を参照)

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれたかた、もしくは大正5年4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受けている年金です。

【本市の介護保険料の推移】

期	年度	三郷市	埼玉県平均	全国平均
第1期	平成12～14年度	2,918円	2,644円	2,911円
第2期	平成15～17年度	3,200円	2,859円	3,293円
第3期	平成18～20年度	4,000円(平成20年度は3,500円)	3,577円	4,090円
第4期	平成21～23年度	3,300円	3,720円	4,160円
第5期	平成24～26年度	4,000円	4,506円	4,972円
第6期	平成27～29年度	4,300円	4,835円	5,514円

## 第7節 低所得のかた等への費用負担の軽減

### 1. 第1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の第1号被保険者保険料について、第6期計画時から引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化します。

具体的には第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げます。

### 2. 特定入所者介護(予防)サービス費

低所得のかたが施設を利用するにあたり、その利用が困難とならないように、所得に応じて利用者負担を軽減するために、特定入所者介護(予防)サービス費を給付します。

利用者負担段階	主な対象者	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型居室	ユニット型準居室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者のかた ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税のかた	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で上記に該当しないかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

#### 【対象者の要件】

項目	要件
預貯金等の資産要件	預貯金等が単身では1,000万円、夫婦では2,000万円以下であるかた
配偶者の所得要件	世帯分離を問わず、配偶者が住民税非課税者であるかた
非課税年金の収入要件	遺族年金や障害年金等の非課税年金も収入額に含めて計算



### ◆高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階が第3段階までに該当していない場合でも、以下の要件にあてはまるかたは、居住費・食費を引き下げます。

#### ○対象となるかた（以下の要件をすべて満たしていること）

- ・ 高齢夫婦等の世帯で、いずれかのかたが介護保険施設の個室に入所していること。
- ・ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担を除いた額が80万円以下となること。
- ・ 世帯の預金等の額が450万円以下であること。
- ・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・ 介護保険料を滞納していないこと。

## 3. 高額介護サービス費

1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担額が、所得に応じた自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額介護（予防）サービス費として支給します。

変更点として、平成29年8月から一般区分の限度額が44,400円に引き上げられました。ただし、介護サービスを長期に利用しているかたに配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上のかた（サービスを利用していないかたを含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12か月）の上限が設けられています。（3年間の時限措置）

自己負担段階区分	限度額(月額)
生活保護の受給者のかた等	個人：15,000円 世帯：15,000円
住民税非課税世帯	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた</li> <li>・ 老齢福祉年金受給者のかた</li> </ul>	個人：15,000円 世帯：24,600円
一般(住民税課税世帯のかた)	44,400円 ※年間446,400円の 上限額あり
現役並み所得者(※)のかた	44,400円

(※)現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上のかた(ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満の場合には一般となります。)

#### 4. 高額医療合算介護サービス費

同一世帯で1年間（8月～翌年7月）に利用した介護保険と医療保険のサービスの利用者負担額の合計が、所得に応じた医療・介護合算の自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

また、このサービス費は、医療保険制度における高額療養費制度の見直しに伴い、平成30年8月から70歳以上のかたがいる世帯の所得要件の区分・算定基準額が細分化された上で、限度額が引き上げられます。

#### 【70歳以上のかたの自己負担限度額】

<現行>

所得区分	限度額
現役並み (年収370万円～)	67万円
一般 (年収156～370万円)	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	19万円 (※)

<平成30年8月～>

所得区分	限度額
年収約1,160万円～	212万円
年収770万円超1,160万円	141万円
年収370万円超770万円	67万円
一般 (年収156～370万円)	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	19万円 (※)

(※)介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

#### 【70歳未満のかたの自己負担限度額】

所得区分	限度額
年収約1,160万円～	212万円
年収770万円超1,160万円 以下	141万円
年収370万円超770万円 以下	67万円
年収370万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。

## 5. 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難なかたに、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減します。

### ○対象となるかた（以下の要件をすべて満たしていること）

- ・世帯の年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下であること。
- ・世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

### ○軽減の割合

- ・利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

## 6. 介護保険利用料助成事業

介護保険サービスを受けるにあたり、利用者が負担する額を支払うことが困難である低所得のかたに利用料の助成を行います。

### ○対象となるかた（以下の要件をすべて満たしていること）

- ・世帯の年間収入が単身世帯で80万円以下、世帯員が1人増えるごとに80万円を加えた額以下であること。
- ・世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。
- ・親族等から扶養や仕送りを受けていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

### ○軽減の割合

- ・保険料段階が第1段階のかたは、利用者負担額の2分の1
- ・保険料段階が第2段階・第3段階のかたは、利用者負担額の3分の1
- ・第2号被保険者のかたは、利用者負担額の3分の1

## 第8節 介護保険事業の円滑な提供

### 1. 介護保険制度の普及啓発及び情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠なことから、広報紙への掲載、市ホームページにおいて、広く介護保険制度の普及啓発に努めます。また、長寿いきがい課やふくし総合相談室、地域包括支援センター等の窓口においては、各種パンフレットやチラシを備え付けるとともに、個別の相談等をとおして、介護保険制度の情報提供を行います。

### 2. 介護人材の確保と資質の向上

平成37年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上となり、全国的に後期高齢者が2,000万人を超えることが予想されており、住み慣れた地域で暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」の構築とともに、「地域包括ケアシステム」の基盤となる介護人材の確保に向けた取り組みが重要となっています。

平成26年度において行った介護人材に係る需給推計の確定値によれば、平成37年（2025年）には約253万人の介護人材が必要と推計されており、約38万人の介護人材が不足すると見通しが示されています。埼玉県内においては、約3万人の介護人材が不足すると予想されています。

介護人材の確保の具体的な方策として、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの柱の下、取り組みを推進していくとなっています。

#### ◆介護人材確保の具体的な方策

##### ①参入促進

- ・介護職の魅力向上させるための取り組みの推進（イベントや体験学習等の開催）
- ・求人活動の強化、採用戦略の強化の促進
- ・介護人材と介護現場との円滑なマッチングの推進（ハローワーク等との連携）
- ・離職している介護福祉士の再就業支援

##### ②労働環境・処遇の改善

- ・早期離職の防止のための環境整備
- ・生涯働き続けられる環境整備
- ・介護ロボット導入支援やICTの活用

##### ③資質の向上

- ・継続的な質の向上のための支援（研修会等の実施等）
- ・人材の機能分化を進めるための取り組み

今後、本市においても介護人材の確保に向けて、介護の仕事の魅力の向上を図り、多様な人材の確保・育成を推進するとともに、埼玉県とも緊密に連携し、介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。



## 第9節 介護給付費の適正化

○介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供するように促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」の深化・推進においても、介護給付費の適正化を推進していくことが求められています。

そのため、国が示した「第4期介護給付適正化計画（平成30年度～平成32年度）」に関する指針をもとに、埼玉県が策定した「第4期埼玉県介護給付適正化計画」とも整合性を図り、5つの重要事業の実施を中心とした取り組みを継続するとともに、市で実施する具体的な事業の内容及びその実施方法、実施目標を定めることにより、介護給付費適正化事業の推進を図ります。

### 1. 5つの重要事業の実施

<b>事業名</b>	① 要介護認定の適正化		
<b>事業内容</b>	適切に認定調査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を実施します。また、審査会における模擬事例の審査を通じて、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。		
<b>実施方法</b>	認定調査票の内容点検		
<b>実施目標</b>	点検実施率		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	100%	100%	100%

<b>事業名</b>	② ケアプランの点検		
<b>事業内容</b>	介護支援専門員資格を有する職員がケアプランを点検・確認し、改善すべき事項を伝達するとともに、ケアプランの質の向上を図ります。また、県が実施する研修等を通じて、ケアマネジャーの支援を行い、ケアマネジメントの適正化を推進します。		
<b>実施方法</b>	提出されたケアプランの内容審査及び事業所の聞き取り調査の実施		
<b>実施目標</b>	点検件数		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	月10件	月10件	月10件

<b>事業名</b>	③ 住宅改修等の点検		
<b>事業内容</b>	利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、住宅改修費支給申請書等の内容審査を行い、支給の必要性等に疑義のあるものについては、利用者宅を訪問し、工事見積書の点検や竣工時の完了調査を行います。		
<b>実施方法</b>	申請書類の内容審査及び現地調査の実施		
<b>実施目標</b>	点検件数		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	月1件	月1件	月1件

<b>事業名</b>	④ 医療情報との突合・縦覧点検		
<b>事業内容</b>	複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、国保連システムを活用して、医療保険と介護保険の給付情報の突合、確認等を行い、介護給付サービスの整合性を図ります。		
<b>実施方法</b>	帳票をもとに疑義のある請求の審査及び事業所の聞き取り調査		
<b>実施目標</b>	点検件数		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	月10件	月10件	月10件

<b>事業名</b>	⑤ 介護給付費通知		
<b>事業内容</b>	利用者が自分の受けたサービスを確認するとともに、事業者に適切なサービス提供を啓発するため、事業者の介護報酬請求や費用について、利用者等に介護給付費の明細を通知します。		
<b>実施方法</b>	介護サービスを利用したかたに介護給付費の明細を通知する		
<b>実施目標</b>	通知回数		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	年2回	年2回	年2回

## 2. 適正化の推進に役立つツールの活用

### (1) 地域包括ケア「見える化」システムの活用

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムにおいて、指標となる全国平均、都道府県平均、市区町村との比較や時系列比較を行い、重点的に取り組むべき課題を抽出するため活用します。

### (2) 適正化システムの活用

国保連の適正化システムにおいて、事業者等のサービス内容等についての点検や不正請求等の発見・是正等、事業者の実情を把握するため活用します。

### (3) 地域ケア会議の活用

地域ケア会議において、自立支援に向けた適切なケアプランの作成がされているか点検等を行い、ケアプランの点検結果を踏まえ、地域課題を把握し、適正化に向けた施策展開の検討を図ります。